

資料編

1 用語解説一覧

頁	用語	概要
8	合計特殊出生率	15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
23	地域支え合い活動推進条例	地域における支え合い活動に関する、基本理念並びに市、市民、自治会等、関係機関及び事業者の役割、支援を必要とする方に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う団体等の遵守すべき事項等を定め、支援を必要とする方が、住み慣れた地域において安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とする条例。
23	相談支援包括化推進会議	複合的な課題等に対応する相談支援を円滑に行うため、各相談支援機関の実務担当者による支援方針や関係相談支援機関の調整を行う会議。
23	コミュニティカフェ	子どもから高齢者（年齢や障がいの有無に関わらず）まで、地域の住民が集まり交流することで身近な相談窓口として、役割を果たしている。地域社会の中で「たまり場」や「居場所」のこと。
24	避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
24	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、財産を管理したり、介護サービスなどの契約を結ぶ必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合がある。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援すること。
24	市民後見人養成講座	市民後見人活動は、身近な地域における支え合いの活動として、成年後見活動に「地域福祉」「社会貢献」の視点をもって取り組む活動である。身近な地域で暮らす市民が市民後見人として、成年後見制度の正しい知識と関連する諸制度及び後見人としての倫理観等を習得すること。
25	バリアフリー特定事業計画	平成25年3月に策定した「栃木市バリアフリー基本構想」により、重点整備地区に設定した栃木駅から新栃木駅周辺区間のバリアフリー化を図るため、各事業者が実施する事業の具体的な内容や予定期間等を定めたもの。
26	8050問題	80代の親とひきこもり状態などの50代の子が同居する世帯の孤立化・困窮化に伴うさまざまな問題のこと。
27	多機関協働による包括的支援体制の構築	福祉ニーズの多様化、複雑化に伴い増加する、複合課題を抱える世帯等に対し、年齢や対象者による縦割りではなく、各相談支援機関の横断的な連携により、全世代・全対象の包括的な相談支援体制を整備すること。

頁	用語	概要
28	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。
40	ファンドレイジング	民間非営利団体が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称。
40	地域自治制度（地域予算制度）	「栃木市地域づくり推進条例」に基づき、元気な地域づくりに向け、住民・各種団体・企業・行政などが交流・連携し、共に考えながら、各地域が抱える様々な課題を協働で解決していく仕組みのこと。
41	ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立と地域の子育て支援機能を強化するため、育児援助を依頼したい人（依頼会員）と育児援助を提供したい人（提供会員）の登録・仲介・調整を行う事業。
41	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上を図るための訓練を行う。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型がある。
41	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者が、早期に困窮状態から脱却するために、多様な課題に対して包括的かつ継続的な相談窓口を設置し、就労に向けた支援や家計に関する相談、負の連鎖を断ち切るための子どもに対する学習支援などを実施し支援していくこと。
44	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割をする人のこと。具体的には社会福祉士をいう。
47	地区社会福祉協議会	住民一人ひとりが社会福祉に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織である。地域住民や、自治会、民生委員・児童委員、その他の各種団体から選出された方によって構成される住民組織。
50	障がい児者相談支援センター	障がいのある方が住みなれた地域で安心して生活していけるよう、必要なサービスや利用できる制度などについての相談・支援を行う。
50	家庭児童相談室	家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭相談員により相談指導を行う。
50	地域包括支援センター	いつまでも自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、高齢者等の生活を総合的に支えていくための地域拠点として、各種相談、介護予防事業などを行う。
50	ひきこもりサポーター	養成研修を受講した、ひきこもりの状態にある方及び家族に対して相談等の支援を行う者のこと。市町村から派遣する。
52	ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという考え方。

頁	用語	概要
53	日常生活自立支援事業	契約型の福祉社会において、判断能力が十分でない方の代わりに金銭管理や利用申込み、契約等を行う。
54	高齢者ふれあい相談員	高齢者を社会的にも精神的にも孤立させないことを目的に、市長から委嘱を受け、70歳以上の方のみが暮らす世帯に対し家庭訪問を行い、安否確認等の活動を行っている者。
56	いきがいサロン	ひとり暮らしなどの高齢者のひきこもり防止や生きがいづくりを推進し、高齢者同士の交流や仲間づくりの場の提供を行う。
56	子育てサロン	子育て世代の育児に対する不安や負担を軽減する環境づくりを促進するために、乳幼児やその保護者が気軽に集える場所の提供を行う。
56	子ども食堂	子どもの居場所づくりを目的として、子どもに対して無料又は低料金による食事の提供、学習の支援等を行う施設。
57	あったかネット	本市の地域包括ケアシステムの構築を支援するために、医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護サービス事業所・ケアマネ連絡協議会・リハビリ職などの医療介護の民間事業者で構成された組織。
57	特養養護連絡協議会	市内の老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム）により構成され、老人福祉の増進と市内の老人福祉施設相互の連携を図り、その健全な発展を期することを目的に、事業展開をしている協議会。
57	在宅介護サービス事業所連絡会	市内の在宅介護サービス事業所（訪問介護、通所介護、通所リハ、訪問入浴）により構成され、事業所間の交流や情報交換、または研修を行うことで、事業所同士の連携強化及び職員並びにサービスの質の向上を図り、もって栃木市における介護保険事業所等の活性化と福祉サービスの一層の充実に資することを目的としている連絡会。
57	介護支援専門員連絡協議会	市内事業所の介護支援専門員により構成され、要介護者等の立場に立った公正・中立かつ適正な介護サービス計画を策定するため、会員相互の情報交換及び研修等を行うことにより、会員の資質の向上を図ることを目的とした協議会。
57	就労継続支援B型事業	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、雇用契約を結ばずに就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
60	生活福祉資金貸付	他の貸付制度が利用できない、低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、生活支援を基本に資金貸付を行う。 ※貸付は、用途に応じて種類が異なり、一時的な生活費の貸付や障がい者の車両購入費、住居の移転費等多岐に渡る。
60	社会福祉金庫貸付	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の申請を行った要保護者及び被保護者の生活の安定と福祉の増進を図るため、一時支援資金の貸付を行う。
60	高額療養費貸付	国民健康保険の被保険者が、病気や怪我で入院・通院し、同一月の医療費自己負担額が一定の基準を超え、且つ高額療養費の支給が見込まれる場合、支給見込額の9割の貸付を行う。

頁	用語	概要
61	地域子育て支援センター	子育て家庭への育児支援を図るため、子育てに関する情報提供や育児不安等に関する相談支援を行う。
62	障がい児子育てサロン	障がいをもつ子供の親子に対して、日頃の不安や負担を軽減する環境を促進するために、障がい児やその保護者が気軽に集える場所の提供を行っている。
62	まなごサロン	地域のひとり暮らし高齢者等の引きこもり防止や、生きがいを目的に、デイサービス真名子内の空き部屋を活用したサロン事業のこと。
62	オレンジカフェ	栃木市社会福祉協議会で実施しているコミュニティカフェの名称のこと。
75	自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感のもと、災害による被害の予防や軽減のための活動を行う、地域住民が自主的に結成する組織のこと。
75	女性防火クラブ	栃木市に在住する女性の希望者をもって構成し、一般家庭での火災予防を主体として、地域全体の火災予防思想の高揚と隣保協力体制及び連帯意識の向上などを目的に活動している任意的な組織団体。
75	防災ハザードマップ	河川が氾濫した場合に想定される浸水の範囲と浸水の深さ、土砂災害警戒区域、指定避難所及び指定緊急避難場所の位置等のほか、各種災害ごとの対策方法等を掲載している冊子。
76	ボランティアセンター	ボランティア活動を希望する方と希望される側の調整、ボランティア保険の加入手続きやボランティア団体登録等の支援を行う。
76	ボランティア保険	ボランティア活動中におこる様々な事故に対する備えとして、無償で活動するボランティアの方々を補償する保険である。
77	フレイル	健康と身体障がいの中間の虚弱という意味で、身体的、精神的、心理的、社会的な支援が必要とされている。

2 栃木市社会福祉施策推進委員会規則

(設置)

第1条 本市における社会福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、栃木市社会福祉施策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、検討し、又は協議するものとする。

- (1) 社会福祉施策に係る基本方針に関すること。
- (2) 社会福祉施策の総合的推進に関すること。
- (3) 社会福祉施策に係る調査研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 社会福祉関係団体の関係者
- (4) 医療、福祉、保健及び教育関係機関の関係者
- (5) 公募による委員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門的な事項について調査研究及び検討するため、次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 高齢者福祉専門部会
- (2) 児童福祉専門部会
- (3) 障がい者福祉専門部会

(4) 就労支援専門部会

(5) 権利擁護専門部会

2 委員は、いずれかの専門部会に所属するものとする。

3 専門部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、部会委員の互選により定める。

4 専門部会に、特別の事項を調査研究及び検討させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 特別委員は、特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

6 特別委員は、特別な事項の調査研究及び検討が終了したとき又は市長が特別な事情があると認めるときは、解任されるものとする。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、第3条各号に掲げる職を失ったとき又は辞したときは、任期中においても委員の職を失う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年3月29日から施行する。

附 則(平成22年規則第215号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年規則第7号)

3 栃木市社会福祉施策推進委員会 委員名簿

任期：H30.11.26～R2.11.25(敬称略・順不同)

	区分	団体名	委員	備考
1	市議会議員	栃木市議会	古沢 ちい子	
2	学識経験を有する者	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部	井木澤 節子	
3		とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会	大友 崇義	
4	社会福祉関係団体の関係者	栃木市身体障害者福祉連合会	田名網 弘	
5		栃木市障害者施設協議会	落合 恭子	～R2.6.7
			小林 勝夫	R2.6.8～
6		栃木市ひとり親家庭福祉会	青木 世津子	
7		とちぎ蔵の街シニアクラブ連合会	細川 正江	
8		栃木市特別養護老人ホーム・養護老人ホーム連絡協議会	佐々木 剛	
9		栃木市民生委員児童委員協議会連合会	羽山 直克	
10		栃木市手をつなぐ育成会	松本 厚子	
11		栃木市民間保育園連絡協議会	堀 昌浩	
12		栃木市聴覚障害者協会	片柳 富枝	
13	医療、福祉、保健及び教育関係機関の関係者	下都賀郡市医師会	栗田口 淳子	
14		栃木県県南児童相談所	湯澤 典子	～H31.3.31
			佐山 恵子	H31.4.1～
15		栃木市幼稚園連合会	関口 立美	
16		栃木市校長会	森 加奈夫	
17	栃木市社会福祉協議会	赤羽根 則男		
18	公募による委員	公募委員	櫻岡 英之	
19		公募委員	坂田 英樹	
20	市長が必要と認めるもの	栃木市自治会連合会	大橋 正美	
21		栃木商工会議所	島田 暁彦	

第2期栃木市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和2年10月発行

発行 栃木市・社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

編集 栃木市保健福祉部福祉総務課・社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

■ 栃木市

〒328-8686 栃木市万町 9-25

TEL 0282-21-2201

市ホームページ <http://www.city.tochigi.lg.jp/>

■ 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

〒328-0027 栃木市今泉町 2-1-40

TEL 0282-22-4457

市社会福祉協議会ホームページ <http://www.tochigishi-shakyo.or.jp/>
